

# 平成30年度 第2回横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会

日時:平成31年2月5日(火)10:00~11:30

場所:松村ビル別館 5階 502会議室

## 次第

- 1 御挨拶
- 2 報告事項
  - (1) 福祉サービス第三者評価制度の見直しに係る報告
- 3 その他

## 資料

- 資料1 横浜市福祉サービス第三者評価制度の見直しについて
- 資料2 横浜市福祉サービス第三者評価制度見直しにあたっての提言
- 資料3 横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付要綱

- 参考資料1 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱
- 参考資料2 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿
- 参考資料3 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会事務局名簿

## 横浜市福祉サービス第三者評価制度の見直しについて

### 1 これまでの経過と調整状況について

#### (1) 昨年度御報告した取組の方向性

- ・ 高齢・障害・保護分野での受審料助成導入を検討する。
- ・ 本市も参画したうえで、県域で統一的な評価基準を策定する。

#### (2) 委員の皆様からいただいた御意見

- ・ 早期の受審料助成の導入を希望する（委員会の総意）。
- ・ 評価の質の担保を意識した検討を進めるべき。

#### (3) 今年度の検討経過

平成 30 年度第 1 回の本委員会で、制度の課題への対応状況についてご報告するとともに、見直しの方向性を定め、本委員会内に「横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会（以下、「小委員会」という。）設置し、見直しを進めてきました。

##### 【見直しの方向性】

- ・ 標準となる評価基準の策定
- ・ 評価結果公表フォーマットの整備
- ・ 県域で一体となった研修体制の整備
- ・ 推進機構、神奈川県、川崎市との役割の整理

#### (4) 小委員会での議論の内容

小委員会を 8 月から 9 月にかけて、3 回開催し、①県域で標準となる評価基準に対する本市意見のとりまとめ ②制度の見直しについての提言（資料 2） をいただきました。

#### (5) 推進機構等との調整内容

10 月 4 日及び 11 月 27 日に開催された推進機構運営委員会（本委員会に相当、本市から健康福祉局企画課長が委員として出席）において、次の点が決定されました。

- ・ 平成 31 年 4 月 1 日から県内の評価基準を統一し、県域で一体となって制度を運用する。
- ・ 県域で標準となる評価項目は、当面、全国版ガイドラインを使用する。  
その後、運用状況等を踏まえ、2 市、評価機関、受審施設等の意見をもとに検証・見直しを実施する。
- ・ 評価結果は、県域で標準となる評価項目に対応したフォーマットを用いて公表する。
- ・ 激変緩和措置として、1 年間の経過措置を設け、平成 31 年度中は旧基準（横浜市独自の評価基準等）による受審を認める。

## 2 「横浜市福祉サービス第三者評価制度の見直しにあたっての提言」への対応状況

提言	対応状況	
<b>1 標準となる評価基準の検討にあたって</b>		
<p>県域で標準となる評価項目の判断基準策定にあたっては、引き続き「利用者本人の尊重」に対する取組を評価し、事業所の気づきを促進するとともに、事業所で働く職員の意欲の向上や成長につながるものとする。</p>	<p>引続き 検討</p>	<p>県域で標準となる評価項目及び判断基準（着眼点を含む）はすでに国等で議論が重ねられ、構成や全体のバランス等、1つの評価基準として完成された「全国ガイドライン」（全国社会福祉協議会作成）を当面使用することとなりました。</p> <p>今後、これまでの横浜市を含む県域独自の取組や諸制度の動きも踏まえながら、平成33年度に神奈川県独自の評価基準策定を目指し、引き続き見直しを進めます。</p>
<b>2 更なる普及推進に向けた検討（評価結果の公表等）にあたって</b>		
<p>評価結果の公表にあたっては、引き続き、評価分類ごとの段階別評価や事業所の特色の記述などにより事業者・利用者双方ともにわかりやすい仕組みとすること。</p>	<p>対応</p>	<p>評価結果は、全国社会福祉協議会が作成している「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」を使用し、公表することとなりました。</p> <p>これにより、「評価分類ごとの段階別評価や事業所の特色の記述など」、事業者・利用者双方がわかりやすい評価結果公表の仕組みが県域全体で採用されることとなります。</p>
<p>評価を受審した施設への受審証の発行や受審結果の公表等を通じ、自ら福祉サービスの質の向上に取り組んでいる事業者を応援する方策を講じること。</p>	<p>対応</p>	<p>従前より受審施設への受審証の発行等行っていることから、これまでの取組を継続することで自ら福祉サービスの質の向上に取り組んでいる事業者を応援していきます。</p> <p>また、高齢・障害・保護分野受審料助成を実施するための予算を平成31年度当初予算案に計上しました。</p>
<p>普及推進に向けた取組を検討するに際しては、福祉サービスの質を維持・向上するに最適な方法を検討することとし、評価機関・評価調査員・事業者の過度な負担となることがないように配慮すること。</p>	<p>対応</p>	<p>今回の見直しにより、県全域で一体的な制度運用が行われることとなるため、評価機関・評価調査者の負担軽減に繋がります。</p> <p>また、一定の経過措置期間を設けることで激変緩和も図ります。</p>
<b>3 評価機関・評価調査者への支援の検討にあたって</b>		
<p>研修等の充実により、人材育成及び経験の浅い評価機関の支援に努めること。</p> <p>特に、評価調査員養成にあっては、高齢、障害、保護、保育の各分野に必要な専門性が身につくようなカリキュラムを設定すること。</p>	<p>対応</p>	<p>既存の調査員養成研修に加え、専門性を身に着けるためのフォローアップ研修の実施（推進機構が実施）により、人材育成及び経験の浅い評価機関の支援に努めます。</p>
<p>評価調査員募集パンフレット作成など人材確保に向けた取組を行い、多彩な人材が評価調査員として活躍できるように努めること。</p>	<p>引続き 検討</p>	<p>多彩な人材が各評価機関で活躍できるよう、評価調査者登録更新研修（推進機構主催）において、評価機関紹介の時間を設け、評価調査者と評価機関とを繋ぐ機会を作ります。</p> <p>引き続き、運営委員会などを通じて人材確保策について推進機構とともに、検討します。</p>
<p>評価結果をまとめるまでの標準的なプロセスを示すとともに、適正なプロセスを経て評価結果をまとめるよう評価機関を支援し、評価機関の質の維持に努めること。</p> <p>併せて、評価の質の向上に向け努力している評価機関の取組を共有するなど、評価機関全体のレベルアップを図るための方法について検討すること。</p>	<p>引続き 検討</p>	<p>評価は現行同様に、① 事業者への訪問調査、② 事業所の自己評価、③ 利用者調査を経て、各評価機関が独自に設置する評価決定委員会で決定されることとなります。</p> <p>「評価機関全体のレベルアップ」のため、評価機関ごとの評価のバラつきをどのように縮めていくかということについては推進機構とともに、引き続き検討してまいります。</p>
<b>4 その他</b>		
<p>見直しにあたっては、評価機関を含む関係者に対して随時情報提供を行うとともに、意見を汲み上げる場を設定すること。</p>	<p>対応</p>	<p>今回の見直しに当たっては、評価機関連絡会（市：8月、推進機構：8月、11月、1月、2月）を通じて情報提供を行うとともにご意見を伺ってきました。</p> <p>また、2月には、評価機関及び評価調査員を対象とした説明会を3回開催予定です。</p> <p>次年度以降の見直しにおいても、評価機関や受審事業所には随時情報提供するとともに、都度ご意見を伺いながら進めてまいります。</p>

### 3 制度見直しの実施内容について(概要)

- ・本市独自評価基準に代わるものとして県域で標準となる評価基準の使用を開始するとともに、わかりやすく、受審事業者・評価機関双方にとって負担の少ない制度となるよう、**推進機構と行政の間で役割を整理**します。
- ・高齢・障害・保護分野の施設に対しても**受審料助成を実施するための予算を平成31年度当初予算案に計上**しました。

### 4 福祉サービス第三者評価制度の見直しに伴う役割分担について

役割	具体的な業務内容	実施主体
県域全体に係る制度の運用	評価基準の策定・更新、養成研修の実施、評価機関の認証、評価結果の公表、制度の広報等	推進機構 ※行政(本市、神奈川県及び川崎市)が運営委員として参画
各自治体内での受審促進に向けた施策の実施	受審料助成、集団指導等を通じた受審促進、監査部門等と連携した受審によるインセンティブの検討、制度の広報等	行政

これらの役割分担に基づき、現行の制度で二重となっていた仕組み等は次のとおりとなります。

現行

平成31年4月以降

評価基準	推進機構	県域で標準となる評価基準を持たない。複数の評価基準を認める。	推進機構	県域での標準評価基準に統一(経過措置あり)
	横浜市	独自の評価基準		
養成研修	推進機構	県域でのルール等に係る養成研修	推進機構	県域でのルール、標準評価基準に係る養成研修
	横浜市	独自評価基準に係る養成研修		
評価機関の認証	推進機構	県域で活動する評価機関の認証	推進機構	県域で活動する評価機関の認証
	横浜市	市域で活動する評価機関の指定		
評価結果の公表	推進機構	推進機構のHP等で公表	推進機構	推進機構のHP等で公表(本市「よこはま福祉ナビ」は廃止予定)
	横浜市	横浜市のHP(よこはま福祉ナビ)等で公表		
受審料助成	推進機構		推進機構	
	横浜市	保育・障害児分野で実施	横浜市	保育・障害児分野に加え、高齢・障害・保護分野受審料助成を実施するための予算を平成31年度当初予算案に計上

## 5 受審料助成の実施概要について（※）

県域で標準となる評価基準の定着を図るため、高齢・障害・保護分野の施設に対しても受審料助成を実施するための予算を平成31年度当初予算案に計上しました。

受審料助成については、以下のとおり実施することを想定しています。

### (1) 対象とする範囲

受審料助成の範囲を高齢・障害・保護の3分野にも拡大します。

現在横浜市福祉サービス第三者評価を実施している施設種別を対象とします。

対象分野	対象施設
高 齢 分 野	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
	介護老人保健施設
	養護老人ホーム
障 害 分 野	障害者施設
保 護 分 野	救護施設
	更生施設

### (2) 受審料助成を実施する期間

高齢・障害・保護の各施設に対する受審料助成は、当面の間の試行実施とし、今後効果測定を行っていきます。

### (3) 助成を行う金額

受審料の半額（上限30万円）を助成します。

なお、対象とする施設数は予算の範囲内での対応とします。

### (4) 受審料助成の流れ

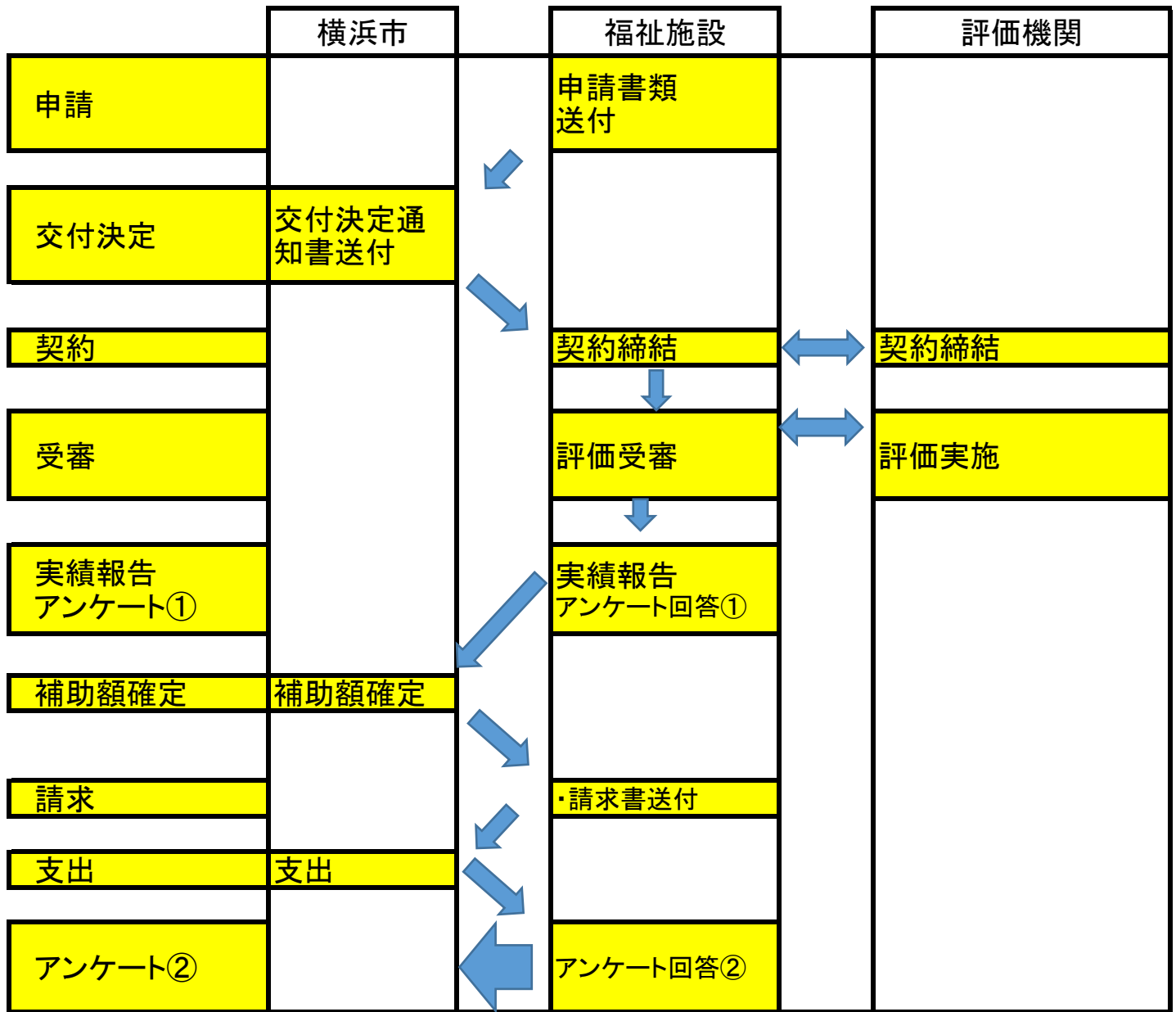
5ページをご覧ください。

### (5) 保育施設・障害児施設等への受審料助成について（※）

これまで受審料助成を行ってきた保育施設・障害児施設等についてはこれまでと同様に全額を対象とした受審料助成を実施します。

（※）受審料助成の実施については、市会での予算の議決が条件となります。

6 福祉サービス第三者評価受審料助成の流れについて



平成 30 年 10 月 3 日

横浜市長  
林 文子 様横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会  
委員長 新保 美香

## 横浜市福祉サービス第三者評価制度の見直しにあたっての提言

福祉サービス第三者評価制度は、

- ① 福祉サービス事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けること
- ② 受審結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資することにより福祉サービスの質を維持・向上させることを目的とした制度です。

横浜市では、平成 16 年度より福祉サービス第三者評価制度を独自の評価項目・手法で運用してきました。特に評価項目にあつては、「横浜における福祉サービスの質はこうあるべき」という期待基準を複数明示し、判断基準としてきたところです。

今般、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構より、第三者評価をさらに普及・推進させることを目的に神奈川県、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構及び独自に制度を運用してきた横浜市及び川崎市の 4 者が協働して事業の見直しに取り組むことが提案され、次のとおりその方向性が示されました。

### 【見直しの方向性】

- 1 標準となる評価基準の検討
- 2 更なる普及推進に向けた検討（評価結果の公表等）
- 3 評価機関・評価調査者への支援

これを受けて、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会（以下、「委員会」という。）では、制度の見直しに係る検討のため、横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会（以下、「小委員会」という。）を設置しました。

小委員会では、制度の見直しにあたって、横浜市として留意すべき点について議論を重ね、その結果を別紙のとおり提言書としてとりまとめました。

この小委員会の提言書をもって、福祉サービス第三者評価制度の見直しにあたっての委員会の意見として提言いたします。

# 提 言 書

福祉サービスの質を維持・向上させていくために、県域で一体となった制度とすることは必要と考えますが、これまで横浜市が独自に制度を運用し、市内の福祉サービスの質の向上に取り組んできた強みを活かすことでより充実した内容としていくことが期待されます。

このため、制度の見直しにあたっては横浜市として以下の点に留意し、神奈川県、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構及び川崎市と協働して取り組むことを提言します。

## 1 標準となる評価基準の検討にあたって

横浜市では、「利用者本人の尊重」を最も重要な視点とし、本人の尊厳を守るため、プライバシーの保護・人権擁護の取組を評価しています。全国ガイドラインを基準とした県域で標準となる評価項目を策定するにあたっては、次の点に留意してください。

- ・ **県域で標準となる評価項目の判断基準策定にあたっては、引き続き「利用者本人の尊重」に対する取組を評価し、事業所の気づきを促進するとともに、事業所で働く職員の意欲の向上や成長につながるものとする。**

## 2 更なる普及推進に向けた検討（評価結果の公表等）にあたって

横浜市では、評価結果の公表様式を統一し「評価分類ごとに3段階での評価を実施する」、「事業所の特色を記述する」等により事業所の気づきを促すとともに、利用者のサービス選択に資するわかりやすい仕組みを導入しています。県域での事業の見直しにあたっては、福祉サービス第三者評価制度の更なる普及推進が図られるよう、次の点に留意してください。

- ・ **評価結果の公表にあたっては、引き続き、評価分類ごとの段階別評価や事業所の特色の記述などにより事業者・利用者双方ともにわかりやすい仕組みとすること。**
- ・ **評価を受審した施設への受審証の発行や受審結果の公表等を通じ、自ら福祉サービスの質の向上に取り組んでいる事業者を応援する方策を講じること。**
- ・ **普及推進に向けた取組を検討するに際しては、福祉サービスの質を維持・向上するに最適な方法を検討することとし、評価機関・評価調査員・事業者の過度な負担となることがないように配慮すること。**



### 3 評価機関・評価調査者への支援の検討にあたって

評価機関・評価調査員は福祉サービス第三者評価制度推進の一翼を担う存在です。制度の見直しにあたっては、引き続き、評価機関・評価調査員への支援が図られるよう、次の点に留意してください。

- ・ 研修等の充実により、人材育成及び経験の浅い評価機関の支援に努めること。  
特に、評価調査員養成にあっては、高齢、障害、保護、保育の各分野に必要な専門性が身につくようなカリキュラムを設定すること。
- ・ 評価調査員募集パンフレット作成など人材確保に向けた取組を行い、多彩な人材が評価調査員として活躍できるように努めること。
- ・ 評価結果をまとめるまでの標準的なプロセスを示すとともに、適正なプロセスを経て評価結果をまとめるよう評価機関を支援し、評価機関の質の維持に努めること。  
併せて、評価の質の向上に向け努力している評価機関の取組を共有するなど、評価機関全体のレベルアップを図るための方法について検討すること。

### 4 その他

見直しにあたっては、評価機関を含む関係者に対して随時情報提供を行うとともに、意見を汲み上げる場を設定すること。

平成 30 年 9 月 25 日

横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会

委員長 須田 幸隆

委員 相澤 史人

白石 玲子

横川 剛毅

吉原 明香

## 横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付要綱

制定 平成 31 年 4 月 1 日 健企第 号（局長決裁）

## （目的）

- 第 1 条 この要綱は、県域で標準となる評価基準（以下、「標準基準」という。）により福祉サービス第三者評価を受審する福祉施設を運営する福祉サービス事業者に対して、横浜市の予算の範囲内において横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、標準基準の定着及び横浜市内での福祉サービス第三者評価の受審促進を目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

## (1) 標準基準

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「推進機構」という。）が「社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 福祉サービス第三者評価機関認証要綱」（以下、「推進機構要綱」という。）第 5 条第 1 項第 9 号に基づき定める評価基準をいう。

## (2) 評価機関

推進機構が推進機構要綱第 6 条により評価機関として認証した法人等をいう。

## （補助金交付対象経費）

- 第 3 条 この要綱において、補助金交付対象となる経費は、横浜市内で、次条に掲げる福祉サービスを実施する福祉サービス事業者が、評価機関が標準基準を用いて行う福祉サービス第三者評価を受審する際に評価機関に支払う受審料とする。

ただし、神奈川県立及び横浜市立の施設並びに申請のあった年度から起算して過去 5 年度以内に補助金の交付を受けた福祉施設が受審する福祉サービス第三者評価は補助金の交付対象としない。

## （補助金交付対象となる福祉サービス）

第4条 補助金の対象となる福祉サービスについては、推進機構が「福祉サービス第三者評価項目及び対象サービス種別対比表」に掲げる対象サービスのうち別表1に定める福祉サービスとする。

(補助金交付額)

第5条 補助金の額は、当該年度の予算の定める範囲内とし、1件につき対象経費と認められる額の2分の1又は30万円のいずれか少ない額とする。

ただし、百円未満の端数が生じたときにはその端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする福祉サービス事業者は、「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付申請書」(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金を受けようとする福祉サービス第三者評価に係る見積書
- (2) 補助金を受けようとする「福祉サービス第三者評価受審予定表」(第2号様式)

(3) 定款及び法人役員名簿又はこれに代わる書類

(4) 当該年度の収支予算書又はこれに代わる書類

2 補助金規則第5条第3項の規定により市長が交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助事業等の目的及び内容

(2) 補助金規則第5条第2項に掲げる書類

3 補助金規則第5条第1項に掲げる補助金交付申請書の提出期限は市長がその都度指定するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類によりその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた時には、速やかに、「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付決定通知書」(第3号様式、以下、「交付決定通知書」という。)により、その旨を補助金の交付を申請した福祉サービス事業者へに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めた時は、速やかに、「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金不交付決定通知書(第4号様式)」により、その旨を補助金の交付を申請した福祉サービス事業者へに通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、

補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付けることができる。

(交付の条件)

第8条 補助金規則第7条に定める交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受ける福祉サービス事業者は、補助の対象となる福祉サービス第三者評価受審後1年以内に横浜市長が送付する「福祉サービス第三者評価受審後意見等提出書②」(第12号様式)に必要な事項を記入し、横浜市長が定める期日までに回答すること。
- (2) その他標準基準の定着及び横浜市内での福祉サービス第三者評価の受審促進を達成するために市長が必要と認める条件

(申請の取り下げ)

第9条 福祉サービス事業者は、第6条第1項に基づく交付決定を取り下げるときは、横浜市長に「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付申請取下書」(第5号様式)を提出するものとする。

2 補助金規則第9条第1項により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第10条 福祉サービス事業者は、補助金規則第14条第1項第1号の規定による実績報告として、市長へ「福祉サービス第三者評価受審に係る実績報告書」(第6号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 補助金の対象となる福祉サービス第三者評価の受審契約に係る契約書及び領収書
  - (2) 補助金の対象となる福祉サービス第三者評価の評価結果報告書
  - (3) 「福祉サービス第三者評価受審後意見等提出書①」(第7号様式)
- 2 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書
  - (2) 補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(補助金額の確定)

第 11 条 補助金規則第 15 条による補助金額確定の通知は、「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金額確定通知書」（第 8 号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 福祉サービス事業者は、前条による金額の確定後、速やかに、「福祉サービス第三者評価受審料補助金請求書（第 9 号様式）（以下、「補助金請求書」という。）」を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 13 条 市長は、前条の規定による補助金請求書を受理したときには、速やかに、補助金を交付するものとする。

（調査の実施）

第 14 条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは福祉サービス事業者に対して資料の提出を求める等調査を行うことができる。

（交付決定の取消又は補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助金の交付を受けた福祉サービス事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取消し、「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金交付取消通知書」（第 10 号様式）により、申請者に通知するものとする。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当するときは、「横浜市福祉サービス第三者評価受審料補助金返還請求書」（第 11 号様式）により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を、期限を定めて命ずるものとする。

（暴力団排除に関する取扱い）

第 16 条 市長は、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴排条例」という。）第 8 条の規定に基づき、以下の措置を講じるものとする。

2 補助金の交付の申請をした福祉サービス事業者が次の各号のいずれかに該

当する場合には、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団
  - (2) 申請法人の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号の暴力団員等に該当する者があるとき
  - (3) 暴排条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等
- 3 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた福祉サービス事業者が、前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 4 市長は、必要に応じ補助金の申請を行う又は補助金の交付の決定を受けた福祉サービス事業者が第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができるものとする。

(関係書類の整備及び保存期間)

第17条 補助金の交付を受けた福祉サービス事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、5年間関係書類を整理し、保存するものとする。

(別紙1)

### 受審料補助交付対象一覧

対象分野	対象施設
高 齢 分 野	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
	介護老人保健施設
	養護老人ホーム
障 害 分 野	障害者施設
保 護 分 野	救護施設
	更生施設